

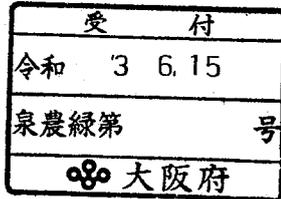
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年6月15日

大阪府知事 様



提出者

住 所 大阪府貝塚市島中2丁目4-1

氏 名 光洋鉄線株式会社

代表取締役社長 神前 寛

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-431-3468

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	光洋鉄線株式会社 二色工場
事業場の所在地	大阪府貝塚市二色中町2-3
計画期間	2021/4/1～2022/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24：金属製品製造業
② 事業の規模	製品出荷額：本社に記載
③ 従業員数	19人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制別図) 別紙1の通り									
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		【前年度（2020年度）実績】		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	油酸 (HCl系)	126.88 t	①現状		①現状		①現状	
	排出量								
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>定期的に試験的分析を行い、塩酸の寿命を延ばしている。 2020年度の排出量目標を下回っているが、コロナの影響で休業等もあったため、実力値とは乖離している可能性もある。</p>									
②計画	【目標】	特別管理産業廃棄物の種類	油酸 (HCl系)	125 t	②計画		②計画		②計画
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>2019年度にくらべ2020年度はコロナの影響もあり休業等で排出量は減少したが、2021年度はまだコロナの影響がどこまで続くか不明な部分も多く、現状維持程度とする。</p>								
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 施設の種類のごとに独立して保管している。								
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持								

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）  
 焼燄の回収再利用設備の導入検討をしたが、コスト的に償却までに致  
 十年かかるとの事となり断念。

②計画	【目標】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）  
 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら焼回を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら焼回を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）  
 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）  
 特になし

②計画	【目標】	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (HCl系)						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t	t	t	t	t	t

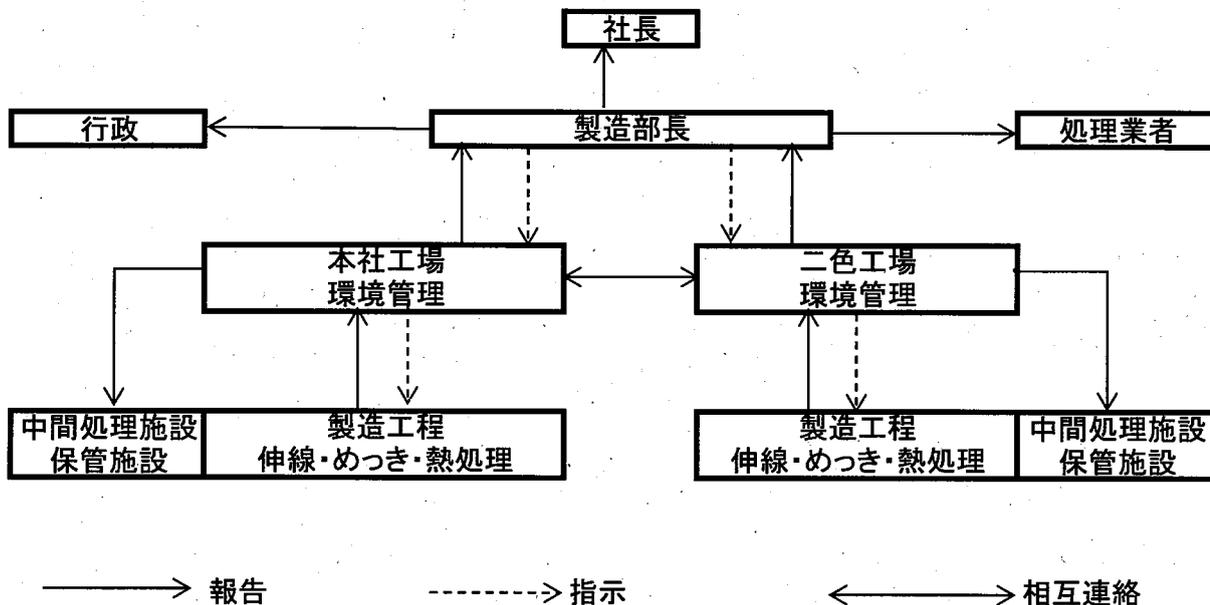
（今後実施する予定の取組）  
 特になし



【目標】		②計画						②計画						
特別管理産業廃棄物の種類	処理(CI系)													
全処理委託量	125 t													
特定指定処理業者への処理委託量	0 t													
再生利用業者への処理委託量	125 t													
指定焼却処理業者への処理委託量	0 t													
指定焼却処理業者以外の場合に行う業者への処理委託量	0 t													
(今後実施する予定の取組) 現状維持														
【前年度(2020年度)実績】		特別管理産業廃棄物 処理量 (ホリ風化ヒフエニル廃棄物を除く)						126.88 t						
電子情報処理組織の使用に関する事項		2020年4月1日より電子マニフェストを導入済、特別管理産業廃棄物は全量、電子マニフェストで登録・管理。												
※事務処理欄														



## 社内組織図及び各部署の役割



## 製造部長

- ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでを統括的に把握、管理。
- ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量及び性状等のチェック。
- ・処理施設の定期的査察。
- ・行政に対する報告等。
- ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し、産業廃棄物処理計画の策定。

## 本社工場環境管理

- ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量把握。
- ・中間処理施設の稼働状況の把握、維持点検等。
- ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析測定等。
- ・最終処分場の稼働状況の把握。
- ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発。
- ・処理業者委託の委託契約、委託料、委託伝票の管理。
- ・上記内容を製造部長に報告。

## 二色工場環境管理

- ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量把握。
- ・中間処理施設の稼働状況の把握、維持点検等。
- ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発。
- ・上記内容を製造部長に報告。